

地教行法改正通知から見る 教育大綱について

能勢町教育委員会

2014年（平成26年）の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」の改正は、日本の地方教育行政において大きな転換点となりました。

この改正の主要な要素の一つが「教育大綱」の策定と、それを巡る地方公共団体の長の役割の明確化です。

地教行法改正通知から見る教育大綱について、詳しく解説します。

1. 地教行法改正の背景と目的

2014年の地教行法改正は、いじめ問題や体罰問題など、教育現場における様々な課題が顕在化する中で、地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図ることを目的としていました。これまでの教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を重視する一方で、首長との連携不足や責任の不明確さが指摘されていました。

改正のポイント

1. 教育長と教育委員長の一本化と首長による任命・罷免権限の強化: 新たな「教育長」を設置し、首長が議会の同意を得て任命・罷免できるようにすることで、教育行政の責任の明確化を図りました。
2. 総合教育会議の設置: 首長と教育委員会（教育長を含む）が協議・調整を行う場として「総合教育会議」を設置し、首長と教育委員会との連携強化を図りました。
3. 教育大綱の策定の義務付け: 地方公共団体の長が、地域の教育振興に関する総合的な施策の目標や根本的な方針を示す「教育大綱」を策定することを義務付けました。
4. 国の関与の見直し: いじめによる自殺防止など緊急時には、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できる権限を明確化しました。

教育大綱は、改正地教行法第1条の3に基づき、地方公共団体の長が策定するものです。

定義: 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。詳細な施策まで策定することを求めるものではありません。

位置づけ: 教育基本法第17条第1項に規定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を「参酌」（参考にすること）し、その地域の教育課題や実情に応じて策定されます。

策定主体: 地方公共団体の長（首長）が策定します。

策定プロセス: 地方公共団体の長は、大綱を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議することとされています。これにより、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進することが期待されています。

公表義務: 策定または変更した場合は、遅滞なく公表することが義務付けられています。

権限の限界: 大綱の策定は、地方公共団体の長に、教育委員会が管理し、執行する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものではないと明記されています。これは、教育委員会の専門性や中立性を尊重しつつ、首長が教育行政全体の方向性を示す役割を担うことを意図しています。

教育大綱に記載される内容は、各地方公共団体の実情に応じて様々ですが、一般的には以下のようないくつかの項目が含まれます。

基本理念: その地域の教育が目指す基本的な考え方や方向性。

教育目標: 具体的にどのような子どもたちを育成したいか、どのような教育環境を整備したいかなどの目標。

重点的に取り組む施策の方針:

- * 就学前教育、学校教育、生涯学習など、教育の各段階における方針。
- * 学力向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、ICT教育の推進、国際理解教育、キャリア教育など、具体的な教育課題への対応方針。
- * いじめ・不登校対策、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、多様なニーズへの対応方針。
- * 家庭・地域・学校の連携強化、社会教育の推進など、地域総がかりの教育に関する方針。
- * 教職員の資質向上、教育施設の整備など、教育条件の整備に関する方針。

期間: 法律で定めはありませんが、国の教育振興基本計画や地方公共団体の長の任期を鑑み、4年～5年程度の期間で策定されることが多いです。

教育大綱の策定において重要な役割を果たすのが「総合教育会議」です。

目的:

- * 教育大綱の策定に関する協議
- * 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策についての協議
- * 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある場合等の緊急の場合に講すべき措置についての協議
- * これらの事項に関する構成員の事務の調整

構成員: 地方公共団体の長と教育委員会（教育長、教育委員）

機能: 首長と教育委員会が対等な立場で協議・調整を行う場であり、教育行政における両者の連携を強化し、地域全体の教育を推進するための重要な機能を持っています。

地教行法改正通知から見る教育大綱は、地方公共団体の長が地域の教育のビジョンを示し、教育委員会と連携しながら、より地域の実情に応じた、住民の意向を反映した教育行政を推進するための重要なツールとして位置づけられています。これにより、教育の政治的中立性や専門性を維持しつつ、教育行政全体の責任体制を明確にし、迅速な意思決定と実行を可能にすることが期待されています。

参考資料:

* 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）
(26文科初第490号 平成26年7月17日付)